

令和4年度 鳥取県地方版図柄入りナンバープレートの寄付金活用事業募集要項

1 目的

本要項は、公益財団法人日本デザインナンバー財団（以下「財団」という。）が実施する地方版図柄入りナンバープレートの寄付金活用事業に対する助成について、財団が定める実施要領及び募集要項によるほか、本県における助成対象事業者及び対象事業の募集に係る事項を定めるものである。

2 募集期間

令和4年6月24日（金）～同年7月22日（金）

3 対象事業

財団が実施要領において定める助成対象事業（次に掲げる事業）のとおりとする。

- (1) 公共交通機関等のバリアフリー化に資する事業
- (2) 公共交通の輸送の円滑化、輸送力の強化に資する事業
- (3) 公共交通機関等の利便性の向上・観光旅行客の受入れ体制の強化に資する事業
- (4) 次世代自動車の普及に資する事業
- (5) 自動車等による交通事故防止対策、被害者救済対策に資する事業
- (6) 公共交通機関等の維持確保に資する事業

4 応募要領

- (1) 応募者は、県内交通事業者又は県内交通事業者が参画する団体とする。
- (2) 助成額は、1応募者につき、応募年度における財団から鳥取県への助成予算額に1/3を乗じて得た額（千円未満切捨て）を限度とする。
- (3) 応募は、様式第1により行うものとする。
- (4) 応募は、電子メール又は郵便により行うものとし、送付先は7のとおりとする。

5 選定方法

- (1) 助成対象事業者及び対象事業の選定は、協議会事務局において行う。
- (2) 助成対象事業者及び対象事業の選定は、各年度、県東部・中部・西部の圏域ごとに1つまでとする。
- (3) 選定の決定は、募集期間終了後1カ月以内に行い、全ての応募者に選定の結果を通知する。

6 その他

地方版図柄入りナンバープレートの寄付金活用事業として対象事業の採択を決定するのは財団であり、協議会の選定をもって、助成を確約するものではない。

7 問合せ先

鳥取県生活交通確保に係る地域協議会

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220

鳥取県生活交通確保に係る地域協議会事務局（鳥取県地域交通政策課内）

電子メール：koutsuuseisaku@pref.tottori.lg.jp

電話：0857-26-7641